

## 北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この告示は、性の多様性を尊重するパートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりが、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる分野に対等に参画することができる社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 次の要件のいずれかに該当する2者が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
  - ア 双方又は一方が性的少数者であること。
  - イ アに掲げるもののほか、事実上の婚姻関係にあること。
- (2) パートナーシップの宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、互いがパートナーシップにあることを誓うことをいう。
- (3) 性的少数者 異性愛者でない者又は自らの生物学的性別に違和感のある者をいう。
- (4) 通称名 戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。

### (対象者)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 市内に住所を有していること又はパートナーシップの宣誓の日から3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及びパートナーシップの宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓をしようとする2者が、民法（明治29

年法律第89号)第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている者でないこと。

(パートナーシップの宣誓)

第4条 パートナーシップの宣誓は、市職員の面前において北本市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し
- (3) 独身証明書その他これに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、当該宣誓書を提出した者に対し、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) パスポート
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、本人の写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める書類

3 第1項の宣誓をしようとする場合においては、当該宣誓をしようとする者は、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができる。

(証明書等の交付)

第5条 市長は、パートナーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしているとき、北本市パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号)又は北本市パートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以下これらを「証明書等」という。)を当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第6条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次に掲げる事項に該当するときは、証明書等の再交付

を市長に申請することができる。

(1) 証明書等を紛失したとき。

(2) 証明書等を損傷し、又は汚損したとき。

2 前項の申請は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、証明書等を再交付すべきものと認めたときは、速やかにこれを再交付するものとする。

4 第1項の申請は、その者がパートナーシップの宣誓をした日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年間を経過した日以後は、行うことができない。

（証明書等の記載事項の変更）

第7条 宣誓者は、住所、氏名その他証明書等の記載事項に変更があったときは、北本市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（様式第6号）に証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合における本人確認の方法については、第4条第2項の規定を準用する。

（証明書等の返還）

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、証明書等を市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号（第1号を除く。）に該当しなくなったとき。

2 前項の返還は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）に証明書等を添えて、市長に届け出ることにより、行わなければならない。

3 市長は、宣誓者が虚偽その他不正の手段により宣誓をしたときは、当該宣誓者の証明書等を返還させることができる。

（対象者に対する配慮）

第9条 市長は、パートナーシップの宣誓に関する施策の推進に当たっ

ては、この告示の目的を尊重し、対象者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(周知啓発)

第10条 市長は、多様な性に対する市民、事業者等の理解を深めるため、パートナーシップの宣誓に関する施策について、必要な周知啓発活動に努めるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。